

重 要

平成 28 年 2 月 3 日

会員各位

J U 静岡オートオークション
流通委員会
クレーム委員会

会員規約 一部変更のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、平成28年2月9日開催オークションより、会員規約の一部事項につきまして、
下記内容にて実施させていただきますのでご案内申し上げます。
会員様の皆様におかれましては変更の内容を充分にご理解の上、当オークションへご参
加を賜りたくお願い申し上げます。
今後ともより一層のご愛顧くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

規約変更事項

第5章 取引 第4条 売買契約取引の契約解除（自己都合のキャンセル）

成約車両の売買当事者双方は、一定の時間内（当該車両のセリ終了後60分以内、車両搬出前）に互いに相手方に対して解約金を支払うことで当該車両の契約を解除することができる。この場合の手数料（出品料・成約料・落札料）は契約解除を申し出た会員がJ U静岡に対して支払うものとする。

落札店都合の場合は解約金を5万円とする。

出品店都合の場合は解約金を10万円とし、オークション当日以降は手数料に諸経費が加算される。（書類提出不可能な場合を含む）